

第十三回国会 衆議院 通商産業委員會議録 第四十号

昭和二十七年五月二十三日(金曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 中村 純一君

理事 高木吉之助君 理事 多武良吉三君

阿左美廣治君 今泉 貞雄君

江田斗米吉君 神田 博君

小金 義照君 南 好雄君

村上 勇君 高橋清治郎君

加藤 鏡造君 横田基太郎君

出席政府委員

通商産業 本間 俊一君

政務次官 佐枝 新一君

通商産業事務官 航空庁長官 大庭 哲夫君

(通商機械局長) 専門員 谷崎 明君

航空庁長官 専門員 越田 清七君

委員外の出席者

本日(の)會議に付した事件

航空機製造法案(内閣提出第二二六号)

○中村委員長 これより會議を開きます。

本日は航空機製造法案を議題といたし、質疑に入ります。質疑の通告がありますからこれを許します。多武良吉三君。

○多武良委員 私はまず助成措置という点について伺います。航空機の製造が禁止されまして、その後相当の年数がたつておる。その間に國際的に技術的水準が劣つて来たことも事実であります。さらにまた原材料、こういう問題でもいろいろ考えなくてはな

らない。そこで新しく航空機製造会社ができたといたしましても、ただいま申しました技術あるいは原材料の面で劣つておるといふのを助成してやらなければいけないのじやないかと考えておりますが、この法案には助成について何も書いておられないのであります。政府はこの点についていかようにお考えになつておられますか、まずその点からお伺いしたいと思ひます。

○佐枝政府委員 お答え申し上げます。お話の通り相当長い空白期間もございましたので、今後日本では航空機をつくるというこのためには、各種の原料素材の方面から始めて、政府が大いに助成をしなければならぬという事は、その通りであります。この法案には助成の措置については法文上現われておりませんが、今後いろいろの方面で助成をやつて行くことを考えております。たとえば航空機製造のために機械を輸入する場合に、これに対する關稅上の措置であるとか、あるいは航空機製造に必要な機器をどうしても外國から輸入しなければならぬ場合の外貨の割当はもちろん、ただいま幾多の生産設備の合理化のための機械輸入について行われております外貨貸しの制度とか、あるいは各種の稅法上の措置その他であります。また七年の空白を補うために技術の向上をはかる、このためには現にすでに本年度予算に計上されております各種の研究助成金あるいは工業化助成金、こういったものの運用につきましても、十分航空機の面を考慮して参りたいと思

ております。なお原料資材、たとえばジュラルミンであるとか、これらについても、逐次できるだけ戰前の水準にでもし、さらにその後の各國の進歩に遅れないような措置を講じて参りたいと思ひます。

○多武良委員 ただいまの御説明で、政府の助成対策というものは大体わかつたのであります。この助成策をとるにあたりまして、むろんこれは旧來の航空機製造会社が復活する、こういうことは當然であります。同時に、ただいまの助成策がとられるという事で、新しく新会社ができて、これがまた助成策に便乗して、何かうまいことをしようというものがなきにもあらずで活動しようとする。いわゆる旧航空機会社の復活と新会社が玉石混濁になるようなおそれもあるのではあります。こういう場合にどういうふうにして具体的に助成措置をやつて行くか。新会社と旧会社との間の調整と申しますか、そういう方面の中心として、うようなものをいかように考えておられるか、ついでにお伺いしたいと思ひます。

○佐枝政府委員 もちろん旧來航空機をつくつておりました会社もやうとするのだらうと思ひます。また新設ということも起つて参らうかと存じます。われ／＼といたしましてはこれらに對しては公平に扱います。別段その間に差別をいたすということはいいたさないつもりであります。

○多武良委員 次は保安の確保ということについてお伺いしたいと思

います。航空機におきましては、保安の重要性にかんがみると申します。安全な航空機の生産が第一義であります。すでに昨日米連合審査会で行つた議論の的になりました航空機法案の第一條には安全確保ということがうたわれておりますが、製造法案については安全という文句が抜けております。少くともこの製造法案の第一條には、やはり安全、保安の確保ということを入れる必要があるのではないかと申しますが、この点政府はいかようにお考えになつておられますか。

○佐枝政府委員 航空機製造法案のねらうところは、この條文にもあります通り、航空機及び航空機用機器の生産技術の向上をはかることにより、これらの性能を確保し、あわせて航空機工業の健全な発達に資することが目的でございます。安全ということが無視するわけではないのでございますが、私どもの考え方としては、安全という言葉をしていふことには、安全な航空機なり、航空機用機器が本法案の運用によりましてできるということになります。安全ということも自然に確保される。航空庁で責任が持たれて、航空機の安全の確保ということについても、その面から自然に十分協力ができる、こういうことになると思ひます。

○多武良委員 なお本法案の第三章、第四章に規定されておりますのは、各種の検査であります。これは航空機法案の第三章の耐空証明に關する検査と重

複するように考えられております。これが企業に及ぼす迷惑につきましても、はいまさら申し上げるまでもないのであります。航空機の安全を確保するために、耐空証明に關する総合検査にたまた／＼合格したというだけで、決して安心されるものではなく、さらに原材料の研究はもちろんのことであります。精密検査を必要とするべきものであります。この種の試験は企業みずからもまた自衛上自発的に行つてしかるべきではないかと考えるのであります。政府はどのように考えておられますか。

○佐枝政府委員 航空庁の方で提出されました航空機法案の中には、第十條に安全性の確保のために耐空証明を行つ、その耐空証明が、単にでき上つた航空機の現状、あるいは飛行試験ということばかりでなく、製造過程にも及ぶという規定がございます。私の方にも第八條で製造の確認ということがありますので、これが關係については昨日合同審査会でもいろいろと御意見が述べられました。われ／＼の方で生産技術の検査だとか、航空庁の方では安全の確保のための検査をやる、一つの航空機について両方から検査をするということになりますので、重複するような感じはありますが、しかしこれはあくまで航空機製造工場に對しては通産省の職員、あるいは当該工場の技術員、あるいは従業員の中から厳密な試験を受けて一定の資格を有する者にやらせるわけでありまして、耐空証明のた

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

めの製造過程の検査、あるいは航空機製造法に基く製造の確認ということも大体同一の人間でほとんど同時に行われるわけであり、決してそのために航空機製造工業に非常な迷惑をかけるということのないようにいたしておるのであります。もちろんよい航空機をつくるというためには、製造業者自体細心の注意を払って検査を行うべきであり、また、航空機というものの重要性から安全検査を同時に行うに、より優良な信頼性のある飛行機をつくるというために、一定の生産技術上の研究に基く検査をやるその前提として第六條の製造業者、製造方法等の検査も必要であるということにいたしているわけであり、

○多武良委員 次に二重監督につきまして御質問申し上げます。これが非常に重要な問題なのであります。本法案の第十七條には「報告徴収及び立入検査」に関するものがございまして、ところが航空法第三十四條でも報告徴収並びに飛行機のみならず、工場、事業所等へ航空庁長官がその職員に立入り検査を行わせることになっております。こういうことでは往年ちようど民間の飛行機会社が陸海軍の二重監督、これによりまして泣かされた経験があるのであります。

〔委員長退席、小金委員長代理着席〕
あの言語に絶する苦難と申しますが、それらの苦勞を今度は運輸、通商両省当局によつて再現せられるのではないかと、まあおそれがあるのであります。元來生産は通商省所管でございます以上、運輸省の者が立入り検査をする必要がないのではないかと、よしんば多少

その理由がありまして、それによつて生ずる弊害の方がむしろ利益よりも大ではないかというふうにも一応考えられるのであります。第十七條に規定してありますこの種の検査官は航空法第十條第六項におきまして運輸大臣と協議の上任命するものでありまして、さらに第七項によりましてこの種の検査については航空庁長官が検査いたしまし、通商省の職員を指揮監督することができるとなつておるわけであり、この点この二重監督につきまして通商省としてどういふふうにお考えになつておるか伺ひたいと思ひます。

○佐枝政府委員 お答え申し上げます。お話の通り第十七條で通商産業大臣が報告徴収、立入り検査する権限を与えられておられますと同時に、航空法の第三十四條におきまして運輸大臣が航空機製造工場につきまして同様の権限を与えられることになつておられます。この点お話のような点はごもつともであります。また戦時中お話のような事例がありまして、われ／＼自身も苦々しく感じておりました。この点両省の間で十分申合せをいたしまして、運輸省は百三十四條の規定によりまして航空機製造工場に立入りあるいは報告を徴収するような場合には、事前に十分通商省と打合せをいたしましてこれを行うという、実は両省間の申合せがございまして、この百三十四條というものはみだりにこれを用いることなく、また両省が十分に事前の打合せの上やることによつて、お話のような弊害は生じないように措置いたすことになつております。

○多武良委員 ただいまのお言葉によりますと、協議の上そういうことがないようにするという御説明でありましたが、それは戦時中の陸海軍共管のようなものでありまして、陸軍の監督官のところへ先にあいさつに行くと海軍がつむじを曲げる、そしてあくる日海軍の方へ頭を下げて行くと陸軍がつむじを曲げる、そういうふうにはしない、今の言葉であります。同じ部品を検査して運輸省の検査官はこれはいかぬという、ところが通商省の方の検査官に合格したというふうな場合には、どちらの方が力があるとお考えですか、ほんとうの合格品として認められるか、運輸省の航空庁長官が来られるとこの点両省の方からお伺ひしたいのでございまして、片方が通商省と片方が合格して、片方が不合格という考えをした場合にはどういふふうにお伺ひしたいと思ひます。

○佐枝政府委員 お答え申し上げます。実際の検査は十五條、十六條、それから航空法の方の第十條の第六項、第七項に規定がございまして、当該航空機の製造工場の従業員で一定の試験に合格した者、あるいは通商省の職員で運輸大臣と協議して任命し、安全性検査については運輸大臣の指揮監督を受ける立場にある者がやるのであります。運輸省は百三十四條によりまして、運輸省は百三十四條によりまして実際の検査をやるということはないのであります。これは検査官なりあるいは検査員の実際の仕事のやり方がどうであるかということを見る程度のものであります。その場合においても先ほど申し上げましたように、あくまで通商省の了解を得て参る、こういう申合せになつております。

○多武良委員 今実際の検査がないというお答えでありましたが、この法案を見ると検査ができるようになっておるのではないですか。
○佐枝政府委員 お答え申し上げます。この百三十四條は、もちろん検査は検査でありますけれども、個々の航空機なりあるいは航空用機器について個別的な検査を行うというものではないのです。これはむしろ一般的にこういつた製造業者の工場なりあるいは事業場に行つて監督のために検査ができるという規定でございまして、

○多武良委員 それでわかりました。一昨日の連合審査会での運輸並びに通産両大臣の御答弁によりまして、航空機の製造から運輸すべて運輸大臣が全責任を負うというふうな御答弁に私解釈した。そうして通産大臣はこれに對して、製造についてはとにかく責任を負うというまことにあいまいな御答弁であつたのですが、その責任の分界をひとつこでお伺ひしたい。
○佐枝政府委員 実は私一昨日終始その席におりました。そういう趣旨ではなかつたと存じます。その点につきましてははつきりと航空機の製造は通産省の所管である。運輸は運輸省の責任である、ただ安全性の確保という点については運輸大臣が責任を負うから、その限りにおいて製造過程についても安全性の検査という面では運輸省が関与する、但しその関与するものは、先ほどのお話のありました昔のA Bですが、あの関係になるようなことがあつては業者が非常に迷惑をする、そういうことにならぬように一本の通産省の

職員、あるいは当該工場の従業員、これが実際の検査に當る、こういう仕組みになつておる。今度の航空法、航空機製造法両法案立案にあつたつての両者の立場の考え方は、そういうふうにはつきりきまつておると考えております。従いまして通産省はあくまで製造について権限を持つ。安全性の確保という面に関してのみ運輸省が関与するが、それも實際に對外的に見ますと、大製造工場の間では通産省が窓口になつて一本であるというふうにお考えしております。

○多武良委員 ただいまの御答弁であります。運輸省の方が見えぬので、運輸省の人が見えたらもう一べん御質問しようと思ひますが、たしかきのうの大臣の御答弁では、運輸の安全も製造の方の責任も当然私が責任を持つというふうに言われたように私は解釈したのでありますが、そうしやなかつたですか。
○佐枝政府委員 私はそういうふうには聞いておりません。
○中村委員長 加藤君、
○加藤(總)委員 航空機の製造が終戦以來長い間空白状態になつておりました。この問題は、国防上の問題は別として、この問題は、日本の経済の再建の上非常に大きな障害となつておつたと思ひかけてあります。今度航空機の製造が許されて、政府もこういう法律をつくつて航空機の製造をやるという意図がはつきり見受けられるのでございまして、私はこの航空機製造法を一覽いたしまして、はたして日本の航空機製造がこの法律だけで急速に回復するということには考えられないのでございまして、政府はその点について、ただできるよりに道を開いてやる、そ

○多武良委員 今実際の検査がないというお答えでありましたが、この法案を見ると検査ができるようになっておるのではないですか。
○佐枝政府委員 お答え申し上げます。この百三十四條は、もちろん検査は検査でありますけれども、個々の航空機なりあるいは航空用機器について個別的な検査を行うというものではないのです。これはむしろ一般的にこういつた製造業者の工場なりあるいは事業場に行つて監督のために検査ができるという規定でございまして、

してそれに伴う検査、監督等のみをやつておればよいという考えであるか、またこの法律を見ますればそれだけの考えにすぎないというふうにとられるわけでありますが、しかし私どもはそれだけで長い間の空白をとりもどして大いに航空機の製造を促進するということとは実現しないと思うわけですが、この点について政府はどういうふうにお考えおられるか。

○佐枝政府委員 お話の通り、この條文に現われておりますことのみで、航空機事業の再建というか復興の対策が盡きるものではございません。今後国内で航空機工業を起すについて一番の問題は、おそらく資金の問題と技術の問題かと思ひます。資金の問題につきましては、全体のバランスもございまして、今後われ／＼としても極力努力して、できるだけこれを確保して行く、あるいは外貨資金等につきましても、必要な機器その他の輸入ということについて十分割当確保ということを考えております。技術につきましても、すでに現在ある各種の研究助成金の運用につきましても、航空機工業を十分に考へて行きたいと思ひますが、それと同時に通産省の技術研究機関等の部門の充実ということも並行して考へて行きたい。主として資金技術の面でございますが、そういう点を考へて行きたいと思ひます。

○加藤(總)委員 私は非常に遅れた航空機の生産については、やはり国が相当力をかきなければできないのではないかと申す。今局長は金融、技術、資材等の面においてできるだけ努力をして助けてやるというお話ですが、やはり何らか一つの具体的な方法というものが現われなければ、大したことはできないのではないかと。そういう問題についてはまた順序を追つて伺うといつたしまして、従来の日本の航空機の生産は、戦争中の状態を見ましても、大きな航空機のメーカーのもとにたくさん下請工場、さらにその下に町工場というものがあつて、一つの総合的機械工業となつておつたわけでありまして、今後の航空機の生産がそういう形で再び行かれるのか、あるいは全然そういう行き方ではなくして、大メーカーに一貫的に生産がゆだねられるのか、どういふふうな構想を政府は持つておられるか。ただ自然に起つて来るにまかせて置くという考えでありますれば、やはり戦争中のような行き方になるのではないかと思ひます。しかし今日の航空機というものは非常に性能度の高い、戦争中よりもさらに高度な精密工業でなければならぬという点から考へまして、従来のやり方ではおそれなく今日必要とする航空機ができないのではないかと。いふに考へるわけですが、そういう点については政府はどういう考へを持つておられるか伺ひたい。

○佐枝政府委員 お話のように現在の航空機は非常に高度の性能を持ち、従つてその部品その他につきましてもきわめて優秀なものでなければならぬといふことはお話の通りでございます。ただ航空機というものは非常に多数の部品からなつておるものでございまして、かりに全部の部品を一貫してつくることが望ましいにしても、實際問題としては一工場でこれを全部つくり上げるということは不可能であるし、また経済的にも成り立たないのではないかと考へます。

○小金委員 関連して……先ほど同僚の多武良君及び今また加藤委員からの質問は、きわめて重要な内容を持つておるものだと思います。今機械局長の一言ではどういふことでもないかもしませんが、問題は航空機製造法というものをつくつて、日本の航空機の発達と、航行の安全を期するということが目ざらうと思ひます。昨日運輸委員会との連合審査会における質問を私聞いておりましたが、通産省関係の航空機製造法をお出しになつておるが、この中にこれはといつて何ら積極的援助または奨励規定がないしやないかといふことを詰めて寄られて、十分な答弁ができていなかつたのじやないかと思ひます。それは今加藤さんもいふところを突いておられるが、この法律で日本の航空機の製造事業を発達させるのであると言われるが、どういふ方法があるかといふことについて、まず第一に資金が大事だ、その次は技術だといふことは言うをまたぬところでありまして、その資金をどういふふうにして御心配なさるかといふことは、一つも具体的に法案にない。それから技術の向上といふことについても、たとえばエンジンならエンジンについてはこういう奨励方法を持つておる、あるいは機械試

験場においてこういう試験をさせるのだとかいふことはない。航空機のようなものは数千、数万の部品の結合体ですから、まず一番大事なのは材質である。かつて自動車製造事業法を制定するときは、豊田喜一郎君のごときは、自動車の製造の許可を受けても、平炉から経営されておりましたが、ほんとうのいい鉄材をつくらなければだめだといふことを主張されておりましたが、非常に折れたり、途中でボディがばらばらになつたりしてはたいへんだといふことで、地上の運輸機関についてこの通り、ことに空を飛ぶ機械に至つては一番大事なことである。そこであなた方がこの法律を出されたことは、具体的に今資金を投じてやる、あるいは技術の向上についてどれだけの援助を出すのか、また海外にどれだけの研究者を送らうといふことは規定してないけれども、とりあえず日本の十数年間の空白時代を過ぎてなすべきことは、まず製造工業の濫立を防止すること、権威ある許可なり認可なりあるいは届出なりによつて、製造工場とか製造単位の数を制限することによつて、非常に消極的ではあるが、技術上の大きな限界を持たせる、そこが一つの問題ではないかと思ひます。だからこの航空機製造法は他の法律でももちろんそうでありまして、特にとりあえず技術の低下と品質の低下を防止するために、濫立をまず防いで、必要があればこの法律を改正するなりまた新しい立法をして行くのだという段取りができていなければならぬと思ひます。私はその段取りを聞きたい。今金を幾ら出す、技術的にこういう試験をさせると

いふことは具体的に言えないにしても、次から次にやるのだという方針をはずりさせないと、この法律は必要なものだ。今加藤さん、多武良さんから指摘されたところだけでも非常にたよりない法律のような印象を与えますから、その点はつきりと通産省あるいは内閣として補いをつけて行くのだ、まず第一段階においてこの程度のことをやるのだといふことではない、この法律案をつくつた意味が大半なくなつてしまふのじやないか。私は今にわかにかつてあなたに答弁しろといふのじやない。その心構えをもつてこの法律の論議ないしは運営に當つてもらいたいといふことを一言関連して申し上げておきます。

○多武良委員 先ほど機械局長からは詳細な御答弁を承つたのであります。が、大庭長官がお見えてありますので、この際伺ひたいと思ひます。航空機製造法案の第十七條と航空法案の第百三十四條両案を見ますと、どうも私二重監督のように解釈されるのであります。すなわち報告徴収並びに立入り検査に関する規定がございまして、機械局長の御説明によりますと、製造過程における部品の検査までは百三十四條の規定で行わないといふふうな御答弁であります。そこで航空法案の百三十四條を拜見しますと、航空庁長官が航空庁として製造業者に対しその製造過程におきまして部品の検査もできるように解釈されるのであります。この点につきましても長官のお考えを承りたいと思ひます。

○大庭政府委員 立入り検査の御質問だと存じますが、立入り検査につきましても内閣において定められた線によ

りまして、第十條の六項で通産省の工場検査官に安全性の検査を御依頼するということになつてゐるわけでありまして、第七項によつてその指導監督は航空庁長官が行うということになつてゐるわけでありまして、打合せの結果その指導監督の立場から工場に立ち入つて検査をやつてゐる状況と判定いたすようになつた次第であります。そのように御承知を願ひたいと思ひます。但しそれについては覚書等をつくりまして、工場に立ち入る際には通産省の検査官、これはもちろん同一人でありませんが、その了解を得た後に立入りをするということになつてゐるわけでありまして、

それからこれは航空機のアセンブルだけの検査かという御質問であります。内閣でとりきめられた線は素材、部品にまで及ぶと一応はなつてゐるわけでありまして、さよう御承知をお願いいたします。

○多武良委員 それでわかりました。私は運輸省、通産省のどつちがやつてもいいのですが、ただただいまの長官の御答弁によりますと、部品の検査もやり得ることになつてゐる。そういう場合に両方が検査して、片方が合格した、片方が不合格だというようなことが想像されるわけですが、その場合にどういふふうに取り扱つたらよいかということをお伺ひしたいのです。

○大庭政府委員 御承知のように、内閣でとりきめられた線は、一つは生産技術に関する検査であり、一つは安全性に関する検査でありまして、おのその目的は違つてゐるわけでありまして、従つて検査は両省のとりきめによりまして行われるわけでありまして、そ

の部面々々によりまして、またその規則によりまして一方が合格になるが一方は不合格になるというところは、できる限りないように努力することが今度内閣で定められた線に沿つてはどうかと私たちは考へてゐるわけでありまして、これが今後いかうになるかは、実態を具体的に実施した後でないと判明しない、かつまた規則がきめられた後でないとそういうことがあり得るかどうかということはおちよつとわからないわけでありまして、これは初めての試みでないかと想像してあります。ひとつその点は十分御了承願ひたいと思ひます。

○多武良委員 今の御説明で、将来のことはそのときになつてみなければつきりしない、とりきめができませんというのでありますが、事実私どもがかつて陸海軍の両省の共管によつてそういう検査の場合に非常な迷惑をこうむつておるわけですか。たゞ今度運輸、通産両省でやることになつてもこんなことを繰返すのではないかと、あるかないかとどこではなくて、われわれはそのため非常に迷惑をこうむつた経験があるわけですか。そこをどういたすの御答弁だと、運輸省の方の検査の対象は安全性である、通産省の方の検査の対象は技術ということだそうですが、飛行機をつくるからには検査の対象は安全性といふことが一番重要なことであつて、通産省としても安全といふことを考へてやらなければいかぬ。

○大庭政府委員 昨日大臣が御説明申し上げた真意といふものにつきまして、私は大体想像されるのであります。従来運輸省が主張いたしました点は、製造事業につきましても、運輸省は今まで何ら主張をしてゐるわけではなく、ただ航空機の安全という方面から考へまして、型式証明から、製造工程、でき上つた品物の飛行試験を完了して初めて耐空証明を發行し得る、認可ができ得ることになるわけでありまして、耐空証明についての権限と耐空証明についての責任が運輸大臣にある以上、型式証明から、工程検査、あるいはそれができ上つた飛行試験といふものに及んで、その構造、性能、あるいは強度といふものを安全の面から検査することによつて、初めてその責任がとり得る。従つてその責任は、一貫してそれらの順位を追いまして検査をする必要があるといふことを申し上げたのではないかと、従つて検査をする以上、その責任は運輸大臣、また内閣

と承知する。それからついでにもう一つ、昨日の連合審査会で運輸大臣と通産大臣の責任の分担について御答弁があつたので、運輸大臣の御答弁によりまして、飛行機の安全を確保するためには製造過程から全部自分が責任を持つてやらなければいかぬ、むしろ自分は耐空証明以後でなく、その前からも責任を持つてやつておるといふような御答弁であつて、通産大臣の責任はないやうなふうにも解釈されたのですが、きのうの運輸大臣の御答弁の意思といふものを、長官はよく御存じと思ひますが、ここでひとつ御答弁願ひたいと思ひます。

○大庭政府委員 昨日大臣が御説明申し上げた真意といふものにつきまして、私は大体想像されるのであります。従来運輸省が主張いたしました点は、製造事業につきましても、運輸省は今まで何ら主張をしてゐるわけではなく、ただ航空機の安全という方面から考へまして、型式証明から、製造工程、でき上つた品物の飛行試験を完了して初めて耐空証明を發行し得る、認可ができ得ることになるわけでありまして、耐空証明についての権限と耐空証明についての責任が運輸大臣にある以上、型式証明から、工程検査、あるいはそれができ上つた飛行試験といふものに及んで、その構造、性能、あるいは強度といふものを安全の面から検査することによつて、初めてその責任がとり得る。従つてその責任は、一貫してそれらの順位を追いまして検査をする必要があるといふことを申し上げたのではないかと、従つて検査をする以上、その責任は運輸大臣、また内閣

できめられた線にしましても、御承知のように型式証明は運輸大臣、安全性の検査は運輸大臣、耐空証明を發行する責任は運輸大臣、従ひまして航空機の安全といふ面につきましても、運輸大臣の一貫した責任である。但しその工程検査の面におきましては、通産省のいわゆる総合工業技術の発展という面からしまして、検査官は通産省に御依頼をする。しかしその検査の様式、規則は運輸省の方できめ、かつまたその検査官の指導監督は運輸省でやる。従つて安全については一貫した責任性が現われてゐるわけでありまして、運輸省としましては、そのきめられた線に沿ひまして、でき得る限りの努力をして、航空の将来の安全をはかつて行きたいと思ひます。

○多武良委員 ただいまの長官の御説明でよくわかりましたが、そうすると通産大臣の責任は技術の向上といふふうには解釈されるのでありますが、それでよろしいのですか。

○佐枝政府委員 私が先ほど申しましたことは、大庭長官のお話と、言い方は違つておりますが、大体同じじやないかと思ひます。もう一度申し上げますと、航空機の製造はあくまで通産省の問題である。単に技術といふことばかりではありません。要するに航空機の製造に関するところはすべて通産省の責任であります。運輸は運輸省の責任であります。ただ安全性の確保という面から、運輸大臣の方で製造過程等についても関与して来られる、こういうふうにお考へておられます。

○高橋委員 どうも今の運輸省と通産省と両方の御答弁を聞いておると、われ／＼にちよつと解しがたい点があるのです。安全を目的とするといふことを大庭長官はおつしやつておる。一方では、技術本位から安全に飛べるような飛行機をつくるのが目的でなければならぬ。そういう安全でない、そして安心して飛べるような飛行機をつくらぬ技術陣であるならば、それは何にもならぬと思つてあります。結局つくる方がすべての責任を持つて安全に飛べるような飛行機をつくらなければならぬ。しかるに何らかそこに言葉のあやで、どつちに責任があるのかわけのわからないやうなことで、はなはだ不明瞭きわまると思つてゐるのですが、そういう点を何とか修正して、もつとはつきりと、安全に飛べるような飛行機をつくる責任は通産省で全部負う、運輸に關してのみ運輸省がやるというふうな修正する意思があるか、通産省及び運輸省の御意見を伺ひたい。

○佐枝政府委員 少しくもや／＼してゐるといふお話をございまして、われわれとしては先ほど申し上げましたように、製造は通産省でやる、運輸は運輸省でやる。ただ検査について、安全性確保の面からの検査は運輸省が関与される。結局はわれ／＼航空機の生産技術の面からこれを検査したい、あるいは確認したいといふことでございまして、生産技術と申しましても、結局は品質の優良な、信頼性のある航空機をつくることであつて、そのねらいでございまして、そういうものができれば、自然に安全性も確保されることになりまして、その面では運輸省は運輸省に十分御協力する、こういう立場にあると考へておられます。

○大庭政府委員 御質問の点でありま

すが、先ほど多武良委員にも御説明申し上げたような次第でありまして、運輸省としましては運輸の安全をとる以上は、その飛行機が安全なものであるということを中心確認した後でない、飛行機は飛ばせられない。従つてそれが耐空性にマツチするかどうかという検査は運輸省でやりたい。そのためにはでき上つた航空機を見るのは、ああいうふうな何千何万という部品がアンサンブルされて一つの機体となつておるわけでありまして、見たいためには、翼もはがしてみなければいけないし、胴体もはがしてみなければいけないというふうなことで、いわゆる製作会社に御迷惑をかけるわけでありまして、そういうふうな行政はやつて行きたくない。従いまして業者の便利上、いわゆる製造過程におきましても、重要な部分につきましては、十分それがこちらの検査規格に合格しているかどうかを判定したいというふうに考へておるわけでありまして、この安全性という面から、型式、製造工程、耐空証明に及びまして一貫した行政がとり得るよう、運輸省としてはどこまでもこれは主張して行きたいと考へておるわけでありまして、但し御承知ないかもしれませんが、この法案が出ました前の法案には、今の高橋委員の御質問のようなことは盛り込んでいたわけでありまして、現在アメリカがやつておる方式というものはマス・プロでありまして、従つてマス・プロの段階に移つて、その工場の施設あるいは検査機関というものが良好なものになつたあかつきにおいては全部の検査を省いて行こう、それで最後の飛行試験だけに移して行こうというので、運輸省と

しましては生産施設証明というものを申しまして、その生産施設証明を發行した会社に対しては法定検査を省こう、またアメリカがやつておる方式もそれであるわけですが、私たちがその理想的形態をとつて、できる限り工場の責任においてやつていただく、また日本の工場は今後立ち上るわけでありまして、戦前あれほど世界の水準にまで達し得ていた各工場でありまして、それが今後立ち上つた段階におきましても、それらは相当自信のある、また世界の水準にマツチする工場ができることと存じます。従つてそういうふうなことは私に法案をつくつていたのでありますが、その生産施設証明という面におきまして、通産省の管理しておられる工場の一部分に侵害を及ぼすということから、生産施設証明はとれということとで省いたわけでありまして、さよう御承知をお願いいたします。

○高橋委員 先ほど大庭長官のお話によりまして、文書としての検査も通産省の検査官に一任するということと申されたようでありまして、通産省の検査官に一任するということならば、それはたゞ形式上運輸省がやつたということとで、そんなまどろっこしい、手数のかかるようなことは省いて、簡潔に一方的に全責任を負つてやるというふうにしたら私は一番いいのではないかと申すのであります。あまりになお張り合いみたいなことばかり日本の官庁がやつておるような傾向では、はなはだおもしろくない。今度七月から自由に買える外車を得るために、運輸省は運輸省の方へとりたいて、それに対して通産省の方で認可権をとるといふことをきのう運輸省の幹部から聞きましたが、なるべくそういうことのないように善処していただくことをきよりは希望だけ申し上げて、私はこの次にいたします。

○加藤委員 先ほど小金委員から、私がこれから順次伺ひして行きたいと思つた点について總括的に御意見をありましたが、小金委員の言われた通り、この法律だけで実際とれだけの航空機の生産ができるかということが非常に危ぶまれるということ、先ほどの機械局長の御答弁によつて大体明らかになりました。大体御答弁によりまして、戦前のように大メーカーのもとに協力工場があり、またその下に町工場式のものでできて行くであろうというお話でございましたが、私も、中小企業を中心として組み立てられておる日本の産業から見まして、おそらくそういうふうな形で行くであろうと思つておりました。またそれは一面非常にけつこうなことでございまして、しかしこの飛行機の製造を始めて、戦前のものが残つておるものは何かと申しますならば、技術のある部分が残つておるでございまして、それから設備のある部分が残つておると思ひます。しかしそれは非常な時代遅れなものであると思つておる。いわんや協力工場、その以下の工場に至りましては全然残つておりません。こういう状態の中で日本の航空機製造を始めようということ、これは百年河清を待つるの感があると私は思ふのです。日本の飛行機工場が今日どこに転換しておるかという、これはいろいろ／＼な面に転換しておるでございまして、たとえば自動車工業等に転換してあります。その自動車工業が一

体という状態かと申しますと、トラックの生産等におきましては相当成績を上げておりますけれども、しかし乗用車のごとき特殊な金属、特殊な精密な技術を要するものに至りましては、幼稚なままの状態で、おそらく世界の市場に伍して行かれない状態であると思つておられます。そういうところで一体何ができるか、私はおそらく部分品ができる程度ではないかと思ひます。政府は一体今日の段階において部分品ができればいいと考へておられるのか、やはりできるだけ早く組み立てられた飛行機そのものができるところを望んでおられるかどうか。それから現在ではどういふような会社が飛行機の生産をやるかとしておるか、その工場が一体どの程度のものができ得るか、こういうふうな点についてお考へがありましたら承りたい。

○佐藤政府委員 お話の通り乗用車の例をとつてみますと、あれは生産再開を認められてからちよつと二年になります。なか／＼世界的な水準のものができにくい状態でありまして、自動車は大分長い禁止期間がありまして、やれるようになつてからすでに二年間でありまして、航空機はさらに二年空白状況が長く続いたわけでありまして、いろいろお話のような条件下に、ただちに完成したいものををつくるということには非常に困難があるかと存じます。われわれとしては、もちろん国内で部分品だけをつくつておるといふことでは満足できない、目標としては完成したよい航空機ができるように持つて行きたい、こう考へておりますが、今ただちにその状態に到達するということは非常に困難であります。やはり段階を

追うて進んで行くということが必要であらうと考へます。今計画しておるものはどういふものかというお話でございますが、これは三月八日でございますが、航空機生産が当時の総司令官から認められまして、それと同時に競争中航空機をつくつておりました各会社は、大体すべて再び航空機製造を再開したいという意図のもとに計画を立て、研究を進めておるといふ状況でございますが、具体的にどの会社のどの工場かというところは正式にはまだわれ／＼の方に話を持つて来ておりませんので、公式に御発表する時期ではないかと思ひます。

○加藤委員 具体的にどの工場がどういふ計画を立てておるかというふうなことがわからないということでは、われ／＼どうも納得行かないものがあるわけですが、いやしくも政府が今日こうした法律をつくつて、航空機の生産に一つの目標を与えられるというならば、やはりそれくらいな調査ができておらなければならぬ。また事実やつておらないから調査ができないということになりますと、やはり私が先ほど申しましたように、航空機の生産というものは前途遠慮であるといふふうな推定が得られますが、一応この問題はあとにしておきます。

次に承りたいことは、航空機の生産は先ほどお話がありましたように、技術と資金と資材の面においてでありまして、まず第一に資材、原材料をどういふふうにして確保するかという問題であります。そこでボーキサイトの入手の方法ですが、おそらくこの原料の大部分は国外に仰がなければならぬと思ひますが、一体どういふ見通しをつ

追うて進んで行くということが必要であらうと考へます。今計画しておるものはどういふものかというお話でございますが、これは三月八日でございますが、航空機生産が当時の総司令官から認められまして、それと同時に競争中航空機をつくつておりました各会社は、大体すべて再び航空機製造を再開したいという意図のもとに計画を立て、研究を進めておるといふ状況でございますが、具体的にどの会社のどの工場かというところは正式にはまだわれ／＼の方に話を持つて来ておりませんので、公式に御発表する時期ではないかと思ひます。

追うて進んで行くということが必要であらうと考へます。今計画しておるものはどういふものかというお話でございますが、これは三月八日でございますが、航空機生産が当時の総司令官から認められまして、それと同時に競争中航空機をつくつておりました各会社は、大体すべて再び航空機製造を再開したいという意図のもとに計画を立て、研究を進めておるといふ状況でございますが、具体的にどの会社のどの工場かというところは正式にはまだわれ／＼の方に話を持つて来ておりませんので、公式に御発表する時期ではないかと思ひます。

けておられるか、どういふ生産計画を立てておられるか。アルミニウムあるいはジュラルミン等についての生産計画というものは、ある程度政府の構想の中にあるかと思ひますが、それについて承りたい。特に南方資源開発の問題がしばしば頭を出してあります。ポキサイトの開発という面が日本の技術と資力によつて行われるという話がとき／＼出ておりましたが、いつのまにか立消えになつております。そういう問題についての一応の御見解、あるいは国内資源、たとえば礫土頁岩というようなものについて開発が行われるかどうかということについて承りたいと思ひます。

○佐枝政府委員 お話のように航空機の原材料としてのジュラルミン、それをつくる原料としてのアルミニウム、その原料としてのポキサイト、これは非常に重要なものであります。現在アルミニウムの生産は、私直接の関係の者ではありませんから間違ひがあるかもしれませんが、年間約四万トンであります。前年度の実績は三万二、三千トンかと思つております。航空機の生産再開に關連しまして、もちろん製造される航空機の量いかによつて、その使用量も非常にかわつて来るのでございしますが、今日アルミニウムは現在の生産で国内の需要を一応まかないまして、若干輸出等も行われておるといふような状況でございます。非常に大量の航空機の生産ということにならない限りは、なお余剰の設備もございしますし、大体航空機の生産に即応していただけるのではないかと思ひます。またアルミニウムの生産については電力の問題が非常に重要な問題でございます

が、これも電源開発が行われますから、それに即応して現在休止している設備を動かすことは可能ではないかと思ひます。なお原料のポキサイトの問題でございますが、大体現在の生産が将来逐次増加して行くといはしませんが、ビンタン島のポキサイトもそれに應じて入手可能ではないかと存じております。

また海外での資源の開発に對する技術的援助の問題については、私も一、二新聞等で見えておりますけれども、具体的には存じておりませんが、御了承願ひたいと思ひます。

○加藤(總)委員 この原料の問題は当然技術の問題に關連して来ると思ひますが、たとえば現在のジュラルミン、アルミニウムが純度において世界的な水準にあるかというやうな問題、それから技術全体として、先ほど申しましたやうに戦前の技術水準は今日の世界の水準と相当開きがあるだろうと私は思ひます。そういう点について今後急速に世界の水準に達し得る見込みがあるか、また外国からの技術の輸入と申しますか、外国の技術を借りなければならぬというやうな点について總括的に御説明願ひたいと思ひます。

○佐枝政府委員 最も重要な素材であるジュラルミンの純度、さらにその原料であるアルミニウムの純度という点につきまして、世界的な水準に到達し得るかというお話でございますが、終戦までのアルミニウムあるいはマグネシウム、ジュラルミンの純度は大体当時の世界的な水準に達しておつたと私は存じます。また現在におきましても輸出等で非常に品質のいい大体世界の水準に到達してある製品をつくつて

おります。

なお航空機製作の技術につきまして、お話の通り長い間の空白期間がございましたので、いろ／＼と世界の最近の水準に追いつくために努力はしなければならぬと思ひます。そのためにはたとえば海外の航空機製作の状況も視察を行う、また具体的にはつきり決定した話は聞いておりませんが、一、二の旧航空機製造会社等でも海外との技術の提携の話を進めておるようでございます。もちろん通産省といはしませんが、直屬の研究機関においても十分研究を進める努力もいたしたいと思ひます。こういう点につきましては各種の學術機関あるいは民間と十分協力して、航空機製作の技術を進めるようにいたしたいと考えております。

○加藤(總)委員 私は技術の点は全然しろうとですから、しろうと談義はやめたいと思ひます。おそらく今日高性能の航空機は、特殊合金技術といふものが非常にむずかしい問題であろうと思ひます。そういうやうな点で技術の導入といふことは局長がおつしやつたいわゆる外国技術との提携、それは当然外国資本との提携という問題になつて来ようと思ひます。現在日本の産業全体がやはり外国技術との提携、これが要するに外国資本との提携という形になつて現われて来ているやうであります。たとえば化学繊維というやうな問題が特に顯著な実例を示しております。そういう場合に、外国資本の入れ方が一つの大きな問題になつて来るだろうと思ひます。航空機生産の資本の問題は、私はこれから承りたいと思つておる問題であります。特に外国資本との提携の場合に、製造工場

が、特許であるとかいふやうな問題に相当大きな資本を投じなければならぬ。また自己資本が足りない、国内において調達できない場合に、外国の民間資本を入れますとき、会社の実権を外国資本の手によつて握られる、こういう問題が起つて来ると思ひます。特に最近のアメリカ資本の日本の産業に投資するやうな方を見ても、従来のような、いわゆる利潤さえあればいいという行き方ではなくして、実権を握ろうとするやうな傾向が相当顯著に現われて来ております。こういう問題については、われ／＼は、将来の日本の産業構造の上から、相当重視しなければならぬと思ひます。

問題とも關連いたして参りますので、通産大臣が昨日答弁をいたしましたのは、まだ政府部内でのいふ範圍ならいい、こういう場合ならいいというこ

とをきめてはおりませんが、御趣旨に沿うやうに、日本の将来の航空機製造工場が、外国資本によつて支配権を握られるというやうなことはあつてはならぬと考へておりますので、十分御趣旨を尊重して参りたい、こういうふうに考へておる次第であります。

○加藤(總)委員 私は、それは将来の問題でなくして、この法案の中に当然考慮されなければならぬ問題だと思ひます。先ほど来、局長の御答弁によりますとも、やはり完成した飛行機の生産を考へておるといふことでありますならば、外国の資本並びに技術の提携といふことが、すぐ目の前に現われて来る問題であろうと思ふ。従つてこの航空機の製造会社に、外国資本の導入に対する制限を設けるか設けないかということは、現在はずきりと方針を立てておかねばならぬ問題であると思ふ。その点から考へて、大体戦前航空機の生産をやつておつた会社が当然やるであろう、現在準備しておるであろうと言われております。しかし、それらの会社は今日、たとえば三菱重工にしても三つに分割されておつたりして、小さくなつておりますし、また資本の力においても、また十分に回復しておらないところから、資本をいかにして獲得するかといふことが、根本の問題であると思ひます。先ほど来、他の委員からも御質問があつた問題ですが、局長の御答弁は、できるだけ政府として援助をするといふことではしたが、一休今日の状況におい

が、特許であるとかいふやうな問題に相当大きな資本を投じなければならぬ。また自己資本が足りない、国内において調達できない場合に、外国の民間資本を入れますとき、会社の実権を外国資本の手によつて握られる、こういう問題が起つて来ると思ひます。特に最近のアメリカ資本の日本の産業に投資するやうな方を見ても、従来のような、いわゆる利潤さえあればいいという行き方ではなくして、実権を握ろうとするやうな傾向が相当顯著に現われて来ております。こういう問題については、われ／＼は、将来の日本の産業構造の上から、相当重視しなければならぬと思ひます。

問題とも關連いたして参りますので、通産大臣が昨日答弁をいたしましたのは、まだ政府部内でのいふ範圍ならいい、こういう場合ならいいというこ

とをきめてはおりませんが、御趣旨に沿うやうに、日本の将来の航空機製造工場が、外国資本によつて支配権を握られるというやうなことはあつてはならぬと考へておりますので、十分御趣旨を尊重して参りたい、こういうふうに考へておる次第であります。

○加藤(總)委員 私は、それは将来の問題でなくして、この法案の中に当然考慮されなければならぬ問題だと思ひます。先ほど来、局長の御答弁によりますとも、やはり完成した飛行機の生産を考へておるといふことでありますならば、外国の資本並びに技術の提携といふことが、すぐ目の前に現われて来る問題であろうと思ふ。従つてこの航空機の製造会社に、外国資本の導入に対する制限を設けるか設けないかということは、現在はずきりと方針を立てておかねばならぬ問題であると思ふ。その点から考へて、大体戦前航空機の生産をやつておつた会社が当然やるであろう、現在準備しておるであろうと言われております。しかし、それらの会社は今日、たとえば三菱重工にしても三つに分割されておつたりして、小さくなつておりますし、また資本の力においても、また十分に回復しておらないところから、資本をいかにして獲得するかといふことが、根本の問題であると思ひます。先ほど来、他の委員からも御質問があつた問題ですが、局長の御答弁は、できるだけ政府として援助をするといふことではしたが、一休今日の状況におい

が、特許であるとかいふやうな問題に相当大きな資本を投じなければならぬ。また自己資本が足りない、国内において調達できない場合に、外国の民間資本を入れますとき、会社の実権を外国資本の手によつて握られる、こういう問題が起つて来ると思ひます。特に最近のアメリカ資本の日本の産業に投資するやうな方を見ても、従来のような、いわゆる利潤さえあればいいという行き方ではなくして、実権を握ろうとするやうな傾向が相当顯著に現われて来ております。こういう問題については、われ／＼は、将来の日本の産業構造の上から、相当重視しなければならぬと思ひます。

昭和二十七年五月三十一日印刷

昭和二十七年六月二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁